

福岡医発第1673号(地)

平成20年11月 7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

地上デジタル放送への完全移行に向けた病院のデジタル化改修に関する
周知及び調査について

標記の件につきまして、日本医師会並びに福岡県保健医療介護部医療指導課より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

さて、地上テレビ放送につきましては、平成23年7月にアナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行することとなっており、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」が取りまとめられました。

同アクションプランでは、病院については、重要公共施設として位置付けられ、平成22年12月末までにデジタル化改修を完了することを目標として取り組むこととされております。(なお、同期限はあくまでも目標であり、罰則はありません。)

そのため、今般、厚生労働省医政局指導課長より各都道府県を通じて標記調査が実施されることとなりました。

そこで、平成20年11月6日開催の全会第24回全理事会において協議の結果、本調査に協力することとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会管下の病院への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省医政局総務課長より日本医師会宛の別紙厚生労働省通知中の依頼事項(1)～(5)につきましても、併せてご周知いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

(公印省略)

20医指第2074号
平成20年10月29日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長
(医 務 係)

地上デジタル放送への完全移行に向けた病院のデジタル化改修
に関する周知及び調査について(依頼)

貴会におかれましては、本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省医政局指導課長の通知により、地上デジタル放送への完全移行に向けた病院のデジタル化改修に関する周知及び改修状況を把握するための報告を求められております。

つきましては、県内の病院に対し、別紙の調査を行うこととしましたので、本調査の趣旨を御理解のうえ、貴会員の皆様にも御協力いただきますようお願いいたします。

福岡県保健医療介護部医療指導課医務係
TEL : 092-643-3273 FAX : 092-643-3277



(公印省略)

20医指第2074号

平成20年 月 日

病院 管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長

(医 務 係)

地上デジタル放送への完全移行に向けた病院のデジタル化改修
に関する周知及び調査について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、電波法において、平成23年7月24日にアナログ放送が終了し、デ
ジタル放送に完全移行することとなっていますが、病院については、利用者が
災害時等の緊急時に情報を入手する手段として、テレビが重要な役割を果たす
ものとして、平成22年12月末までにデジタル化改修が完了するよう求めら
れている公共施設の一つとされています。

つきましては、貴病院においてデジタル化改修にお取りくみ頂くとともに、
ご多忙の中誠に恐縮ですが、平成20年12月31日時点における貴病院のデ
ジタル化改修状況について、別紙回答用紙にご記入の上、平成21年1月30
日（金）までにFAXで回答していただきますようお願いいたします。

福岡県保健医療介護部医療指導課医務係

TEL：092-643-3273 FAX：092-643-3277

病院のデジタル化改修状況調査(個表)

病院名	住所	デジタル化改修計画					備考
		改修済	改修未了	整備予定			
				H20	H21	H22	
1							

* 「改修済」又は「改修未了」に○をつけてください。

「改修未了」に○をつけた場合は、整備予定年に○をつけてください。

[記載例]

【記載例】

病院名	住所	デジタル化改修計画					備考
		改修済	改修未了	整備予定			
				H20	H21	H22	
〇〇病院			○	○	—	—	
◆◆病院		○		—	—	—	



医政指発第 1008001 号・
平成 20 年 10 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

地上デジタル放送への完全移行に向けた病院のデジタル化改修
に関する周知及び調査について

平素より、医療行政の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

地上放送のデジタル化に関しましては、電波法において、平成 23 年 7 月 24 日にアナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行することとなっているところですが、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、平成 20 年 7 月 10 日に「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」（以下「アクションプラン」という。参考参照）が取りまとめられました。

アクションプランにおいて、病院については、

- ・ 平成 22 年 12 月末までにすべての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組むこととされ、
- ・ また、「国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの」（重要公共施設）と位置付けられ、各施設のデジタル化改修が着実に実施されるよう注意喚起を行うとともに、デジタル化改修状況について把握する

こととされております。

つきましては、管下の病院（国公立病院を除く。以下同じ。）に対し、下記の内容について、別添 1 を活用する等により周知を行うとともに、平成 20 年 12 月 31 日時点における管下の病院のデジタル化改修状況について、可能な範囲で把握し、別添 2 に記入の上、平成 21 年 2 月 28 日までに当課まで御報告いただきますようお願いいたします。業務御多忙のところ大変恐縮ですが、何卒御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 地上テレビ放送については、平成 23 年 7 月 24 日にアナログ放送を終了するため、その後、引き続き地上テレビ放送を視聴するためには、デジタルテレビ等を購入し、各施設のアンテナ等を改修することが必要となる場合があります。
- 2 病院については、国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たす重要公共施設であることから、平成 22 年 12 月末までに、デジタル化改修が着実に実施されるよう、取り組むようお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省医政局指導課

高宮、丸茂

TEL : 03-5253-1111（内線 2771）

FAX : 03-3503-8562

【参考】

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」抜粋

平成 20 年 7 月 10 日
デジタル放送への移行完了の
ための関係省庁連絡会議決定

第 2 具体的な取組

第 1 章 公共施設のデジタル化

公共施設のデジタル化については、①設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については早期かつ確実にデジタル化される必要があること及び②国又は地方公共団体の施設については各地域における工事の平準化等の観点から早期にデジタル化改修されることが望ましいこと等から、平成 22 年 12 月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組む。

(1) 国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化【関係省庁】

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。）について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、本年 9 月中に注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

なお、重要公共施設のうち、国又は地方公共団体が自ら所有するものについては、(2) 又は (3) の取組として実施することとし、(2) 又は (3) に該当する施設に優先してデジタル化対応を行うこととする。

(2) 国の施設のデジタル化【全省庁】

(省略)

(3) 地方公共団体の施設のデジタル化【総務省・関係省庁】

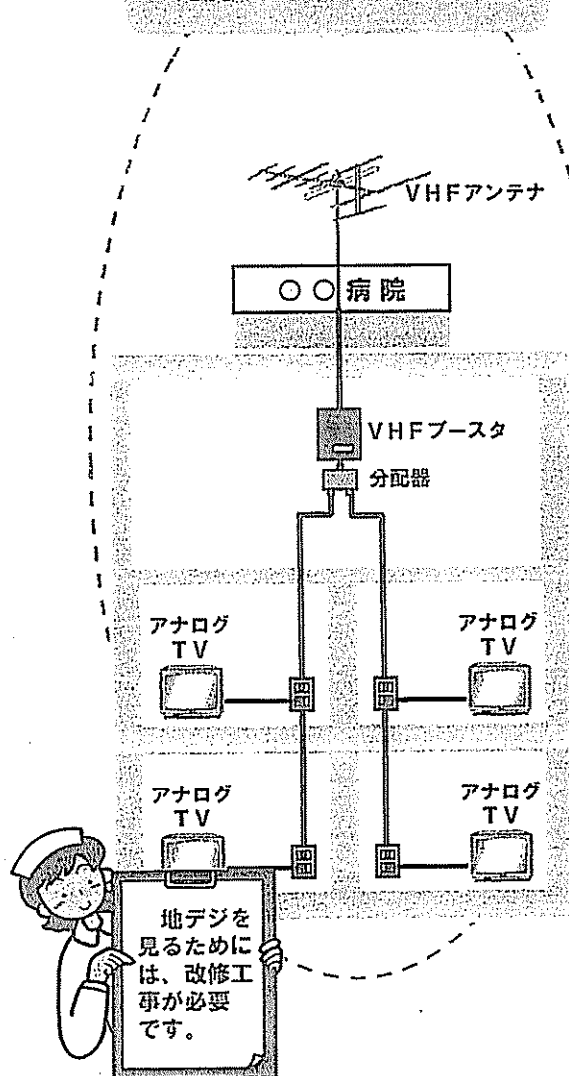
(省略)

※デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議のサイト
(<http://www.cas.go.jp/ip/seisaku/digitalbroadcast/>)

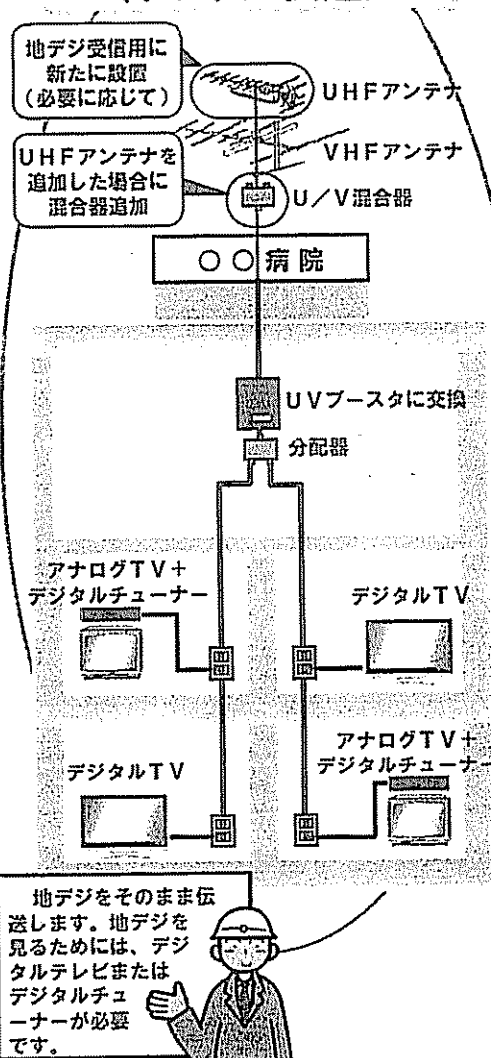
病院における地上デジタル放送への対応イメージ

2011年7月24日にアナログテレビ放送が終了します。これまでのアナログテレビ用の設備・機器では地上テレビ放送が視聴できなくなります。

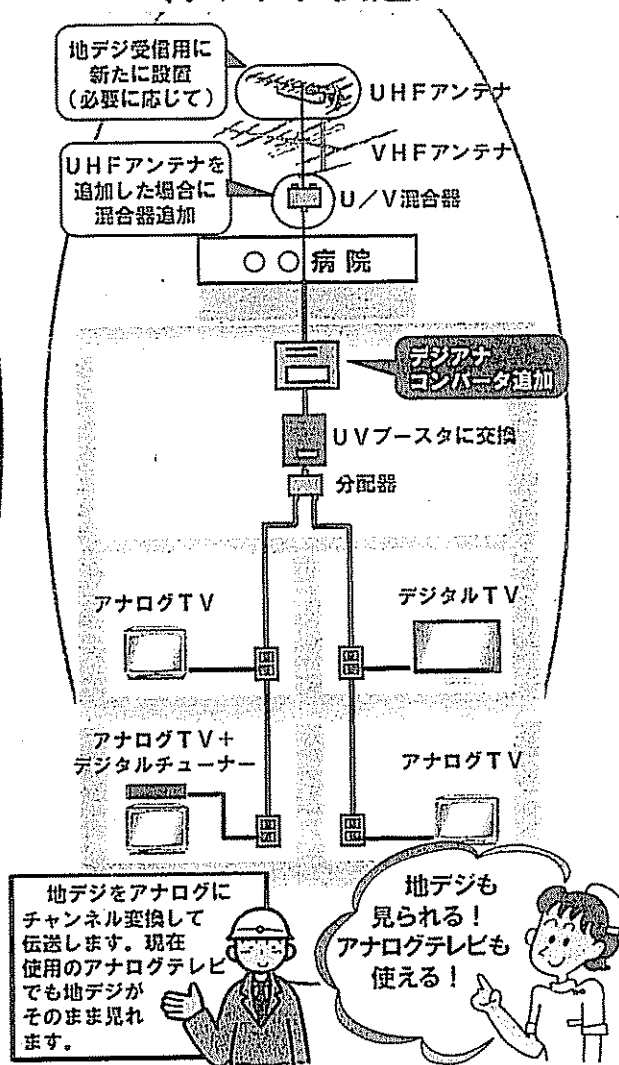
既存テレビ共聴設備



改修例1 (デジタル伝送)



改修例2 (デジアナ伝送)



※ケーブルテレビにて加入の場合には、当該ケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。

2011年7月24日までにアナログ放送が終了します

それ以降、アナログテレビをお使いの方は、そのままでは
テレビ放送(地上デジタル放送)を見ることができなくなります。

地上デジタル放送の受信方法はこちら

STEP1 デジタル受信機を用意する

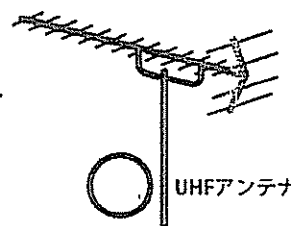
- デジタルテレビに買い替える
- 今お使いのアナログテレビを引き続き使う場合は、デジタルチューナー
またはデジタルチューナー内蔵録画機を用意する

STEP2 アンテナを確認する

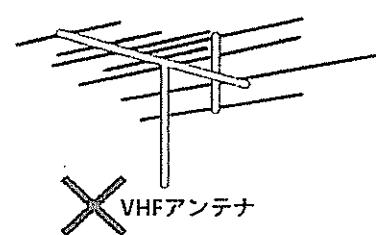
地上デジタル放送を見るには、**UHFアンテナ**が必要です。

アナログ放送でお使いのUHFアンテナでも通常はそのまま受信できますが、別途、調整や交換が必要な場合もあります。

※ その他、ケーブルテレビを利用して地上デジタル放送を見することもできます。通常は有料となりますので、詳しくはお近くの
ケーブルテレビ会社にお尋ねください(この場合、アンテナの設置は必要ありません)。



UHFアンテナ



VHFアンテナ

他にも気をつけておきたい、こんなこと

- マンションなどの集合住宅の共同受信アンテナで見える場合は、
改修工事が必要になる場合があります。詳しくは、建物の所有者
者、管理組合などにご相談のうえ、お早めにご準備ください。
- 現在、ビル陰の共同受信設備でテレビをご覧になっている場合
は、保守管理業者や受信障害の原因である建物の所有者に
確認しましょう。
- アナログ放送の終了時期が近付くと、アンテナ改修等の工事
需要が集中し、円滑な改修等が困難となるおそれがあります。
お早めのご準備をお願いいたします。

地デジに関するお問い合わせはこちら

平日：午前9時～午後9時
土日祝：午前9時～午後6時

総務省地デジコールセンター



ナビダイヤル

0570-07-0101

※IP電話などからは「03-4334-1111」にお電話ください。

◎地デジ放送エリアのめやすについては(社)デジタル放送推
進協会のHPで確認できます。

⇒URL: <http://www.dpa.or.jp/>

会 副 副 専 理
長 会 会 務 事
長 長 長 務 長



(地I146)

平成20年10月30日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕



デジタル放送への移行に向けた周知広報について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、小職宛に厚生労働省医政局総務課長及び同指導課長連名により、デジタル放送への移行に向けた周知広報についての協力方依頼がありました。

地上テレビ放送は、平成23年7月にアナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行することになっております。関係省庁連絡会議が先日取りまとめた「地上デジタルへの移行完了のためのアクションプラン2008」では、病院については平成22年12月末までにデジタル化改修を完了することを目標として取り組むこととされています(なお、同期限はあくまでも目標であり、罰則はありません)。

本会といたしましては、医療施設は「災害弱者」となりうる患者が在院する公共的な施設であり、施設内のテレビは災害等の緊急時の情報入手手段としても重要な役割を果たすことから、同アクションプランに協力をしたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、特に厚生労働省通知中の依頼事項(1)～(5)につき貴会管下病院への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

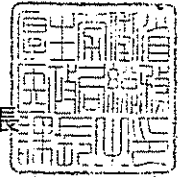
追って、本厚生労働省通知の発出に先立ち、小職より、災害等への対策の観点から平成22年度予算等による医療施設のデジタル化改修への公的補助を申し入れております。現在の財政状況では実現性は不明ですが、ご了解の程お願いいたします。



医政総発第 1008001 号
医政指発第 1008002 号
平成 20 年 10 月 8 日

社団法人日本医師会常任理事
三上 裕司 殿

厚生労働省医政局総務課長



指導課長

デジタル放送への移行に向けた周知広報について（依頼）

日頃より、厚生労働行政に、御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、地上テレビ放送につきましては、平成 23 年 7 月にアナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行することになっているところ、今般、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」(※)において、別添のとおり、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」が取りまとめられました。

このアクションプランにおいて、病院については、平成 22 年 12 月末までにデジタル化改修を完了することを目標として取り組むこととされております。また、アクションプランを踏まえて、各府省において、所管の団体等に地上デジタルテレビ放送の周知広報に関する協力要請を実施することとなりました。

つきましては、貴法人におかれましても、会員等に対し、下記のとおり、地上デジタルテレビ放送への移行に関する周知・広報についての御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

※ 関係省庁の緊密な連携を図り、デジタル放送への円滑な移行を推進することを目的として平成 19 年 9 月に内閣官房に設置 (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitalbroadcast/>)。

記

○ 依頼事項

貴法人において、会員等に対し、別紙の広報資料等を活用した周知・広報（特に下記事項について）をお願いいたします。

- (1) 平成 23 年 7 月 24 日にアナログ放送が終了しデジタル放送に完全移行すること。
- (2) 病院については、平成 22 年 12 月末までにデジタル化改修を完了することを目標として取り組むこと。
- (3) デジタル放送を視聴するためにはデジタルテレビ等の購入の他、アンテナ（ビル陰等の受信障害対策や集合住宅等における共同受信のために設置された共同アンテナ（共聴施設）を含む。）改修等が必要な場合があること。
- (4) アナログ放送終了時期が近づくとアンテナ改修等の工事が集中し円滑な改修等が困難となるおそれがあること。
- (5) デジタル対応の方法が不明な場合には、総務省コールセンター（0570-07-0101）に相談することができること。

【参考】（地上デジタル放送への移行に関する問い合わせ先）

総務省情報通信政策局地上放送課：TEL 03—5253—5792